

【法令名称】「中国(上海)自由貿易試験区内企業登記管理に関する規定」の公布に関する上海市工商行政管理局の通知

【発布機関】上海市工商行政管理局

【発布番号】滬工商外[2013]329号

【発布日】2013.09.30

【実施日】2013.10.01

【時限性】現行有効

【効力等級】地方規範性文書

【全文】

中国(上海)自由貿易試験区内企業登記管理に関する規定

第一条 中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)の建設を促進し、試験区に適応した市場参入監督管理体制を構築するため、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」、「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」および「中国(上海)自由貿易試験区建設支持に関する国家工商行政管理総局の若干意見」の規定に基づき、試験区の実情に照らして、本規定を制定する。

第二条 試験区内企業の登記管理は、本規定を適用する。

本規定でいう企業とは、企業法人、非法人企業およびその分支機構を指す。

企業法人、非法人企業およびその分支機構の具体的な分類は、国家工商行政管理総局が定める分類基準に基づき確定する。

第三条 上海市工商行政管理局およびその自由貿易試験区分局は企業登記管理機関(以下「登記機関」という)であり、国家工商行政管理総局の授権および上海市の現行の権限区分に基づき、試験区内企業の登記管理作業に責任を負う。

第四条 法律、行政法規で会社登録資本払込みについて別途規定がある銀行、証券会社、先物会社、基金管理会社、保険会社、直販企業、対外労務合作企業、および募集設立する株式会社などを除き、試験区内のその他の会社は登録資本引受登記制を実施する。

登記機関は会社の全株主、発起人が引き受けた登録資本または株式資本(即ち、会社の登録資本)を登記し、会社の払込資本は登記しない。

第五条 会社株主(発起人)は自己の出資引受額、出資方式、出資期限などについて自主的に取り決めた上で会社定款に記載しなければならない。会社は、株主の引き受けた出資額または発起人の引き受けた株式、出資方式、出資期限、払込状況を、市場主体信用情報公開システムを通じて社会に対し公表しなければならない。会社株主(発起人)は出資金払込み状況の真実性、適法性について責任を負う。

会社株主(発起人)が出資金を払い込んだ後、会社は定款を改正することができ、登記機関へ定款の届出申請を行い、出資監査証明文書を提出する。

第六条 法律、行政法規、国务院の決定で特定業界の登録資本最低限度額について別途規定がある場合を除き、有限責任会社の最低登録資本 3 万元、一人有限責任会社の最低登録資本 10 万元、株式会社の最低登録資本 500 万元に関する規定を取り消す。会社設立時の全株主(発起人)の初回出資額および比率に関する規定を取り消す。会社全株主(発起人)の現金出資額が登録資本に占める割合に関する規定を取り消す。会社株主(発起人)の出資全額払い込み期限に関する規定を取り消す。

第七条 法律、行政法規、国务院の決定で定める企業登記事前許可事項を除き、試験区内企業は登記機関へ登記申請を行い、営業許可証を取得した後、直ちに一般生産経営活動に従事することができる。経営項目が企業登記事前許可事項にかかわる場合、許可証または許可文書を取得した後に、登記機関から営業許可証を受領する。その他の許可が必要な経営項目への従事を申請する場合、営業許可証および許可証または許可文書を取得した上で、経営活動に従事しなければならない。

第八条 外資投資参入特別管理措置リスト(ネガティブリスト)以外の分野について、試験区内の外商投資企業は登記機関へ設立登記申請を行った上で、商務部門またはその授権を受けた機関へ届出を行う。

第九条 試験区内で外商投資広告企業を申請設立し、または外商投資企業が広告経営業務を追加する場合、投資者主体資格、広告経営業績に関する条件の規制を取り消し、投資者の成立および運営の期間に関する要求を取り消す。

試験区内の外商投資広告企業が分支機構の設立を申請する場合、企業登録資本全額払込み、広告売上高が 2000 万人民币元を下回らないという条件規制を取り消す。

第十条 試験区内外商投資広告企業のプロジェクト審査許可および分支機構設立審査許可については、届出制を実施する。試験区内で外商投資広告企業を新設する場合、および設立後の合併相手の変更または持分譲渡、広告経営範囲の変更および登録資本の変更を行う場合、申請者が設立、変更などの登記事項を申請すると同時に、自由貿易試験区分局へ届出資料を提出する。試験区内の外商投資広告企業が試験区外で分支機構を設立する場合、分支機構の営業許可証を取得してから 7 業務日以内に、自由貿易試験区分局へ届出資料を提出する。

第十一条 登記機関は申請者が提出した資料に対し形式上の審査を行う。申請者は資料の真実性について責任を負う。

第十二条 申請者は必要に応じて、電子データの交換を通じてまたは現場で企業登記、外商投資企業審査許可(届出)、組織機構コード証手続きおよび税務登記の申告を行うことができる。登記機関は申請者が各職能部門へ提出する申請資料をまとめて受領し、関連証書および文書をまとめて送達する。

第十三条 農民專業合作社、個人事業主を除き、登記機関は試験区内企業に対し統一様式の営業許可証、即ち「企業営業許可証」を作成し発行する。

本規定の実施前に営業許可証を取得している企業は、登記機関に新版営業許可証の交換発行を申請することができる。

第十四条 試験区内企業は年度報告公示制を実施する。企業は毎年3月1日から6月30日までに、市場主体信用情報公開システムを通じて登記機関へ年度報告を送付した上で、社会に対し公表しなければならない。当年に設立登記した企業については、翌年から年度報告を送付する。企業は自らが送付する年度報告の真実性、適法性について責任を負わなければならない。

「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」の規定に基づき、試験区内企業年度報告公示弁法を別途制定する。

第十五条 登記機関は企業年度報告に対し抜き取り検査を行う。検査において、または事後に告発を受けて実施した事実調査において、企業に違法行為、虚偽申告事実隠蔽または虚偽の承諾があったことが確認された場合、期限付で是正を命じた上、企業を信用不良システムに入れる。企業登記管理規定に違反する行為については、是正命令の他にも関連企業登記管理規定に照らして処罰を与えることができ、企業の法定代表者、責任者などの情報を関連部門へ通達する。

第十六条 登記機関は経営異常名簿制度を構築し、所定期限通りに年度報告を公表しない、または登記された住所(経営場所)を通じて連絡が取れなかったなどの企業を経営異常名簿に記載した上で、市場主体信用情報公開システムを通じて社会に対し公表する。

企業が経営異常名簿に記載された日から3年以内に、年度報告公示義務を履行した場合、登記機関に対し正常記載状態への回復を申請することができる。3年が経過しても年度報告公示義務を履行しなかった場合、登記機関はそれを経営異常名簿に永久に記載し、正常記載状態への回復を認めず、重大違法企業名簿に入れる。

第十七条 登記機関は政務情報共有プラットフォームを通じて企業登記、届出、許認可、年度報告、行政処罰情報のアップロード、受信、フィードバックを行い、情報共有を実現する。

第十八条 区内企業が試験区から転出する場合、区外企業登記管理の規定に基づき執り行わなければならない。

区外企業が試験区に転入する場合、本規定に照らして執り行う。

第十九条 外国(地区)企業が区内で生産経営活動に従事する場合の登記管理は、本規定に照らして執り行う。

第二十条 本規定に定めのない事項については、現行の企業登記管理関連規定に基づき執り行う。

第二十一条 本規定は2013年10月1日から実施し、有効期間は3年とする。